

1	0	年	保	存
機	密	性	2	
平成 25 年 4 月 1 日 から				
平成 35 年 3 月 31 日まで				

基 監 発 0401 第 1 号
 平成 25 年 4 月 1 日
 改正 基 監 発 0401 第 10 号
 平成 26 年 4 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
 （契 印 省 略）

長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が
 行われた事業場に対する当面の対応について

過重労働による業務上疾病を発生させた事業場に対する監督指導等については、平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」により指示され、また、具体的実施事項等については、平成 18 年 3 月 17 日付け基監発第 0317002 号・基安労発第 0317001 号・基勤企発第 0317001 号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的実施に当たって留意すべき事項について」（以下「連名内かん」という。）等により指示したところである。

脳・心臓疾患に係る労災請求件数及び支給決定件数はともに高水準で推移しており、長時間労働を原因とする脳・心臓疾患又は精神障害についての社会的関心も高い中、当該事案を発生させた事業場に対して、労働基準監督行政がどのような対応を行ったのか、また、その結果としてどのような改善が図られたのかが注目されるところとなっている。

こうした状況を踏まえ、
 再発防止対策の更なる徹底を期す観点から、関係
 通達に基づくこれまでの取組に加え、当面の措置として、平成 25 年 4 月 1 日から、下記により、確実な是正確認と厳正な対応を行うこととするので、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 本取組の対象、
 (1) 本取組の対象

本取組の対象は、脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求のうち、

(2)

労災担当部署から、脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求がなされた段階で、速やかに監督・安全衛生担当部署へ情報提供がなされることとなっているため、

(3) 安全衛生担当部署との連携

精神障害に係る事案については、平成 21 年 3 月 30 日付け基発第 0330023 号「精神障害等による業務上の疾病が発生した事業場に対する指導の実施について」により、

2

(1)

特に、

また、

(2)

ア

イ

(3)

3

(1)

2(2)イの報告については、

なお、

(2) 働き方・休み方改善コンサルタントの利用勧奨等

2(2)イ 長時間労働抑制等についての改善意欲があり、労働時間の設定改善に向けた支援が必要と認められるものについては、都道府県労働局（以下「局」という。）に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」（以下「コンサルタント」という。）の活用を積極的に勧奨すること。

また、活用を希望する事業場については、その旨を局監督課に情報提供することとし、局監督課において、コンサルタントに取り次ぐこと。

なお、コンサルタントによる対応の結果については、平成 23 年 4 月 1 日付け基政発 0401 第 1 号「今後の労働時間等設定改善関係業務の運営に当たって留意すべき事項について」記の第 5 の 1(4)に基づき、事業場の承諾が得られた場合、労働基準監督署に情報提供されることとなっていること。

(3)

次の事業場については、

①

②

③

4

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



